

令和 3 年 5 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和 3 年 5 月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和 3 年 5 月 2 7 日（木） 午後 1 時 3 0 分～
長浜市役所 5 階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認
4 月定例会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 2 4 号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第 2 5 号 長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

議案第 2 6 号 長浜市学校給食費の会計処理に関する規則及び長浜市学校給食会規則の廃止について

議案第 2 7 号 学校運営協議会委員の任命について

日程第 5 協議・報告事項
なし

日程第 6 その他

3. 閉 会

令和 3 年 6 月教育委員会定例会開催日程 調整中

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、委員会の議決を求める。

令和3年5月27日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第 25 号

件 名：長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

第 1 提出理由

令和 3 年 4 月から公会計による学校給食費の徴収・管理の開始に伴い令和 3 年 5 月末で長浜市学校給食会が解散されること並びに市民の利便性の向上と事務の効率化を図るための「押印等の見直し」に伴い必要な改正を行う。

第 2 要点

- 1 学校給食会への委任に関する条文を削除する。
- 2 学校給食費に関する条文を削除する。
- 3 センター利用申請書（様式第 1 号）中の押印記載を削除する。

第 3 施行期日

令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

長浜市立学校給食センター規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和3年5月27日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市立学校給食センター規則の一部を改正する規則

長浜市立学校給食センター規則（平成18年長浜市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第16条を削り、第17条を第16条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 8 条関係）

所 長					受 付		受付	年	月	日
長浜市立学校給食センター利用許可申請書 年 月 日 長浜市教育委員会教育長 様 住 所 申請者 団 体 名 代表者氏名 電 話 番 号 次のとおり長浜（南部・北部）学校給食センターを利用したいので、許可されるよう申請します。										
利 用 室 名		南部	会 議 室		調理実習室		駐 車 場			
		北部	会 議 室		献立試作室					
利 用 目 的										
利 用 日 時		年 月 日 ()		午 時 分		～ 午 時 分				
		年 月 日 ()		午 時 分		～ 午 時 分				
利 用 人 (台) 数		人 (台)								
使 用 備 品										
備 考										

附 則

この規則は、令和３年６月１日から施行する。

長浜市立学校給食センター規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(業務) 第2条 学校給食センターは、次の業務を行う。 (1) 学校給食の献立作成、調理指導、衛生管理及び栄養の調査研究に関すること。 (2) 学校給食の調理に関すること。 (3) 学校給食用物資の購入に関すること。 (4) 学校給食の輸送に関すること。 (5) 施設及び労務の管理に関すること。 (6) 機械の操作及び管理に関すること。 (7) 経理その他一般事務に関すること。 (8) その他学校給食センターの管理運営に関すること。	(業務) 第2条 学校給食センターは、次の業務を行う。 (1) 学校給食の献立作成、調理指導、衛生管理及び栄養の調査研究に関すること。 (2) 学校給食の調理に関すること。 (3) 学校給食用物資の購入に関すること。 (4) 学校給食の輸送に関すること。 (5) 施設及び労務の管理に関すること。 (6) 機械の操作及び管理に関すること。 (7) 経理その他一般事務に関すること。 (8) その他学校給食センターの管理運営に関すること。 <u>2 教育委員会は、学校給食の向上のため、長浜市学校給食会に必要な事項を委任することができる。</u> <u>ただし、令和3年3月分までの学校給食に関する事項に限るものとする。</u>
(保健衛生管理) <u>第16条</u> 学校給食センターの施設、設備及び職員の保健衛生管理については、別に定める。	<u>(学校給食費)</u> <u>第16条</u> 学校給食に係る負担金（学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する保護者の負担すべき経費をいう。以下「学校給食費」という。）の額は、長浜市学校給食運営委員会への諮問を経て教育長が定める。 <u>2 学校給食費は、学校給食を受ける児童生徒及び幼稚園児の保護者その他学校給食を受ける者が納付しなければならない。ただし、別に定める学校給食費補助事業等の適用を受けて、長浜市学校給食会が受領代理を行うときは、保護者に代わって補助金等を収入することができる。</u> <u>3 法令等の規定により、国又は地方公共団体が学校給食費の全部又は一部を負担する場合は、保護者の納付すべき学校給食費として負担金を収入することができる。</u> <u>4 前3項の規定は令和3年3月分までの学校給食費に限るものとする。</u>
	(保健衛生管理) <u>第17条</u> 学校給食センターの施設、設備及び職員の保健衛生管理については、別に定める。

新										旧											
様式第 1 号 (第 8 条関係)										様式第 1 号 (第 8 条関係)											
所長					受付			年	月	日	所長					受付			年	月	日
長浜市立学校給食センター利用許可申請書 年 月 日 長浜市教育委員会教育長 様 住 所 申請者 団 体 名 代表者氏名 電 話 番 号 次のとおり長浜（南部・北部）学校給食センターを利用したいので、許可されるよう申請します。										長浜市立学校給食センター利用許可申請書 年 月 日 長浜市教育委員会教育長 様 住 所 申請者 団 体 名 代表者氏名 電 話 番 号 次のとおり長浜（南部・北部）学校給食センターを利用したいので、許可されるよう申請します。											
利 用 室 名		南部	会 議 室		調理実習室		駐 車 場			利 用 室 名		南部	会 議 室		調理実習室		駐 車 場				
		北部	会 議 室		献立試作室			北部				会 議 室		献立試作室							
利 用 目 的										利 用 目 的											
利 用 日 時		年 月 日 () 午 時 分 ~ 午 時 分 年 月 日 () 午 時 分 ~ 午 時 分								利 用 日 時		年 月 日 () 午 時 分 ~ 午 時 分 年 月 日 () 午 時 分 ~ 午 時 分									
利用人(台)数		人(台)								利用人(台)数		人(台)									
使 用 備 品										使 用 備 品											
備 考										備 考											

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第 26 号

件 名：長浜市学校給食費の会計処理に関する規則及び長浜市学校給食会規則の廃止について

第 1 提出理由

令和 3 年 4 月からの公会計による学校給食費の徴収・管理の開始に伴い令和 3 年 5 月末で長浜市学校給食会が解散されるため、不要となる規則を廃止するもの。

第 2 要点

廃止する規則

1 長浜市学校給食費の会計処理に関する規則

長浜市学校給食会が行う学校給食費の会計事務等について必要な事項を定めたものの。

2 長浜市学校給食会規則

長浜市学校給食会を組織し運営するうえで必要な事項を定めたもの。

第 3 施行期日

令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

長浜市学校給食費の会計処理に関する規則及び長浜市学校給食会規則の廃止について

長浜市学校給食費の会計処理に関する規則及び長浜市学校給食会規則を廃止する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 27 日

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市学校給食費の会計処理に関する規則及び長浜市学校給食会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 長浜市学校給食費の会計処理に関する規則（平成 18 年長浜市教育委員会規則第 39 号）
- (2) 長浜市学校給食会規則（平成 30 年長浜市教育委員会規則第 7 号）

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 2 項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 23 年長浜市教育委員会規則第 2 号）第 6 条の規定に基づき、学校運営協議会委員を次のとおり任命することについて、委員会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 27 日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

任命

長浜市立南郷里小学校 地域住民 伊吹 浩

委員の任期は、令和 3 年 5 月 27 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

追加前

番号	学校名	人数	区分	氏名
14	長浜市立南郷里小学校	7	地域住民	佐水 浩美
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	徳田 吉行
	長浜市立南郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	西川 雅徳
	長浜市立南郷里小学校		保護者	田附 宗一
	長浜市立南郷里小学校		保護者	本田 真司
	長浜市立南郷里小学校		保護者	勅使河原 剛
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	中西 享子

追加後

14	長浜市立南郷里小学校	8	地域住民	佐水 浩美
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	徳田 吉行
	長浜市立南郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	西川 雅徳
	長浜市立南郷里小学校		保護者	田附 宗一
	長浜市立南郷里小学校		保護者	本田 真司
	長浜市立南郷里小学校		保護者	勅使河原 剛
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	中西 享子
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	伊吹 浩